

奈良県労働委員会訓令第一号

労働委員会事務局

奈良県労働委員会事務局事務決裁規程（昭和五十九年三月奈良県地方労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県労働委員会会長 佐藤 公一

第四条中「課長」を「次長」に改める。